

(ポイント)

● 8月1日から実施予定のワクチン接種事業について、7月19日正午（日本時間）から特設予約サイトを通じての予約受付が開始となります。特設サイトへのリンクは、予約受付開始と同時に、以下の外務省海外安全ホームページに掲載されます。

接種を希望される方は、同ホームページの事業詳細及び留意事項等を事前によくご確認ください。なお、今後変更があり得ますので、実際に予約される際は特設予約サイトの注意事項等を改めてご確認ください。

海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業の予約開始について

1 先日の領事メールでご案内いたしました、日本に住民票を有していない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業につきご案内いたします（本事業は本年8月1日から実施予定であり、終了時期は2022年1月上旬の予定となっております）。

7月19日正午（日本時間）から特設予約サイトを通じて予約受付が開始となります。特設サイトへのリンクは、予約受付開始と同時に、以下の外務省海外安全ホームページにリンク先が掲載されます。

接種を希望される方は、ホームページの事業詳細及び留意事項等を事前によくご確認ください。なお、今後変更があり得ますので、実際に予約される際は特設予約サイトの注意事項等を改めてご確認ください。

【本事業に関する外務省海外安全ホームページの案内】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

本件事業についてご質問がある方は、まずは上記ページ内にある「よくある質問」コーナーをご一読ください。

2 ネパール含む変異株流行国・地域に日本入国前14日以内に滞在歴のある邦人（一部の外国人を含む）が、本事業を利用し、ワクチン接種を希望する場合の1回目のワクチン接種時期については、現在関係省庁間で検討中です。詳細が決定次第、領事メールを通じてご案内いたします。

3 なお、本件事業の対象者は以下の条件を全て満たす方となります。
-在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は一部の再入国出国中の外国人（対象範囲は上記ホームページでご確認ください。）
-日本国内に住民票を有していない方
-接種を受ける日に12歳以上である方

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は、自治体による接種対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出して住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。本事業は、日本国内に住民票を有しないため、自治体によるワクチン接種を受けることができない方を対象としています。住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。